

市営住宅募集要項

市営住宅・特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅に入居を希望される方は、この募集要項をよく読んでお申込みください。

なお、入居資格がない場合には、入居者資格審査において失格となり、入居できませんのでご注意ください。

- 市 営 住 宅 … 住宅に困窮する低額所得者のための賃貸住宅
- 特定公共賃貸住宅 … 中堅所得者等に良好な居住環境の住宅を供給するための賃貸住宅
- 地域優良賃貸住宅 … 中堅所得者のうち、子育て世帯等特に居住の安定に配慮が必要な世帯に良好な居住環境の住宅を提供するための賃貸住宅

空家募集	募集月は、5月、8月、11月、2月の年4回です。
申込書の 受付	持参…山口市役所建築課又は各総合支所（秋穂・阿知須除く）土木事務所に申し込み、申込受付期間内の受付印のあるものが有効です。 郵送…申込受付期間内の消印があるものが有効です。

市営住宅における暴力団員排除の取組みについて

山口市では、国の「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、申込者又は同居しようとする親族等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）である場合については、入居決定いたしません。

このため、入居しようとする方が暴力団員ではないことを申込みで誓約をいただくとともに、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することとしています。

目 次

1	入居資格の確認	1
2	入居申込資格	2～4
3	申込みから入居までの流れ	5
4	申込みの無効・失格と注意事項	6
5	優遇枠住戸	7
6	仮当選者の入居者資格審査	8～9
7	入居者資格審査合格後の提出書類	10
8	その他	10
9	自己計算シート	11
●	記入例	12～17

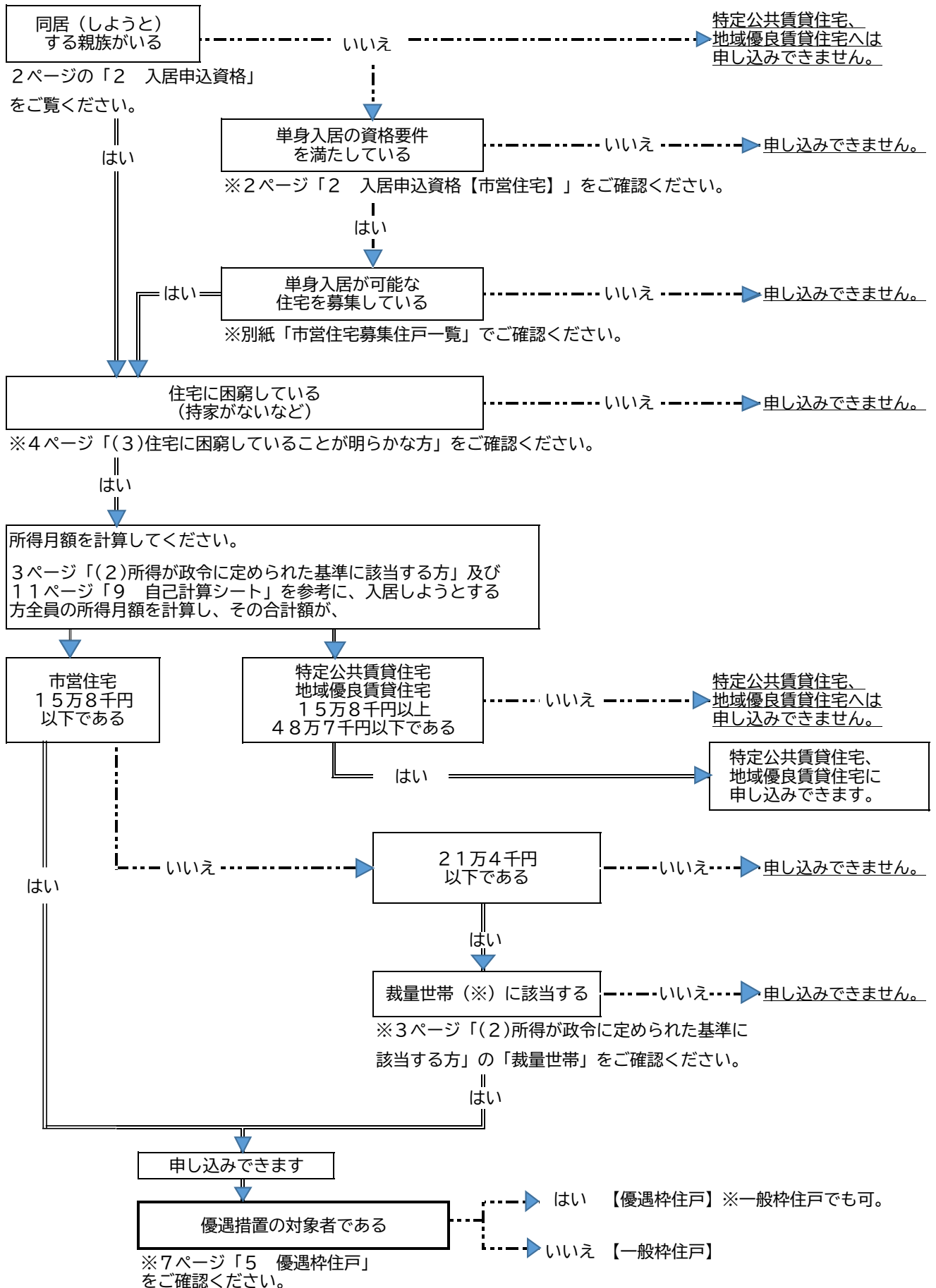
(別冊)

○市営住宅募集住戸一覧

○「山口市営住宅入居申込書」「抽選番号のお知らせ」「抽選結果のお知らせ」

○申込用封筒

1 入居資格の確認



2 入居申込資格

※ 下記(1)～(4)のすべての要件を満たしている必要があります。(地域優良賃貸住宅は((1)～(5))

(1) 同居しようとする親族等がいる方

- 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、住民票で続柄の記載(「未届」)が確認された場合に申し込むことができます。
- 里子(児童福祉法の規定により里親に委託されている児童)については、同居親族に準ずるものとして申し込むことができます。
- 婚姻予定者で申込みをされる方は、入居日までに入籍することが条件となります。
- 友人同士の申込み等の寄合世帯、又は世帯を不自然に分離(合併)した場合は、申し込みできません。
※原則、離婚前(離婚調停中を含む)夫婦一方のみの申込みはできません。

①【市営住宅】

- 単身の方は次のいずれかに該当する方に限り、「市営住宅募集住戸一覧」の「単身申込可能住戸」に申し込むことができます。(単身申込可能住戸の募集がない場合もありますので、ご注意ください。)

ア. 60歳以上の方

イ. 障害者基本法第2条に規定する障がい者で、障がいの程度が規則で定める程度である方

身体障がい者：1級～4級

精神障がい者：1級～3級

知的障がい者：療育手帳の交付を受けている方

※ 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とするが、居宅で介護を受けることができない場合は除きます。

ウ. 戦傷病者(障害の程度が特別項症～6項症まで又は第1款症である方)

エ. 原子爆弾被爆者

オ. 海外からの引揚者で引き揚げから5年を経過していない方

カ. ハンセン病療養所入所者等

キ. 生活保護を受けている方

ク. 中国残留邦人等及び特定配偶者の支援給付を受けている方

ケ. 配偶者暴力防止法等に規定するDV被害者の方

コ. その他、法で定める特に居住の安定を図る必要のある方

注) 阿東の単独住宅については、単身申込が可能です。

②【シルバーハウジング】

- シルバーハウジングには、次のいずれかに該当する方がのみが申し込むことができます。
(シルバーハウジングの募集がない場合もありますので、ご注意ください。)

※詳細については、4ページをご確認ください。

ア. 高齢者(60歳以上)の単身世帯の方

イ. 高齢者(60歳以上)のみの世帯又は高齢者夫婦世帯(夫婦の一方が60歳以上でも可)の方

※ 申込者及び同居者が、日常生活(歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障のない程度に健常である方

③【特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅】

- 同居しようとする親族等がいる方に限ります。ただし、地域優良賃貸住宅については、下記のア～エのいずれかに該当する必要があります。(募集する住宅がない場合もありますので、ご注意ください。)

ア. 子育て世帯(同居者に18歳未満の者がいる世帯)

イ. 高齢者(60歳以上)のみの世帯

ウ. 障がいのある方がいる世帯(障がいの程度が身体障がい1級から4級、精神障がい1級から3級、療育手帳の交付を受けている方)

エ. 若年世帯(夫婦ともに40歳未満)

(2) 所得が政令に定められた基準に該当する方

- 所得月額の算出方法

所得月額＝	$\frac{(\text{入居しようとする方全員の年間所得の総額}) - (\text{該当する控除額の総額})}{12}$
-------	---

① 所得月額

【市営住宅】

世帯区分	所得月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯に該当しない世帯
裁量世帯	214,000円以下	■ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯 ☐ 身体障がい者（1級～4級） ☐ 精神障がい者（1級～3級） ☐ 知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方） ☐ 戦傷病者 ☐ 原子爆弾被爆者 ☐ 海外からの引揚者で引き揚げしてから5年を経過していない方 ☐ ハンセン病療養所入所者等 ■ 入居者が60歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満で構成される世帯 ■ 小学校就学前の子どもがいる世帯

《注記》 転職された方は、月額支給の実績を年換算した所得額に基づき算定します。

【特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅】

所得月額 = 15万8千円以上48万7千円以下

② 該当する控除額

区分	控除額（1人につき）	備考
同居者・扶養親族	380,000円	
老人控除対象配偶者・老人扶養親族（いずれも70歳以上）	100,000円	
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	250,000円	対象者の収入が103万円以下
障がい者	400,000円	身体障がい者：1、2級 精神障がい者：1級 知的障がい者：療育A
	270,000円	その他
給与所得者・年金所得者	100,000円まで	対象者の所得から控除
寡婦	270,000円まで	対象者の所得から控除
ひとり親	350,000円まで	対象者の所得から控除

(3) 住宅に困窮していることが明らかな方

- 原則として、申込者や同居しようとする方が特家を所有・共有する場合、又は相続等によりその権利を有している場合は申し込みできません。(持家の売却や競売等で明け渡しの請求等を公的文書等により証明できる場合はご相談ください。)
- 居住用資産を取得することが決定している又は取得済みで現在改築(リフォーム)中のため、仮住まいとして市営住宅を申し込むことはできません。
- 県営住宅又は市営住宅に入居している方は、原則として申し込みができません。
- 過去に入居決定後、複数回(3年以内) 辞退したことがある方は、申し込みをご遠慮ください。

(4) 申込者又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(5) 市民税を滞納していない方(地域優良賃貸住宅のみ)

【シルバーハウジングについて】

1 シルバーハウジングとは

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。

◆段差なし

◆緊急通報システムの導入

◆生活援助員(ライフサポートアドバイザー:LSA)の派遣

2 生活援助員(LSA)とは

市から委託を受けた社会福祉法人等から派遣された福祉専門職員です。

住宅内に設置される生活相談室を中心に相談や緊急時の対応等を行い、自立し安全で快適な生活を営むことができるよう援助していく制度で在宅福祉サービスとして位置づけられています。

3 入居できる人

60歳以上の単身世帯、高齢者夫婦世帯(夫婦の一方が60歳以上で可)もしくは60歳以上の高齢者のみの世帯で次のいずれにも該当される方です。

(1) 申込者及び同居者が日常生活に支障がない程度である方

(2) 政令に定める収入基準に適合している方

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな方

※たとえ介護目的であっても、60歳未満の親族(配偶者以外)を同居させることはできません。

4 サービスを受けるための負担

入居者は、国が定めた費用負担基準により、生活援助員の派遣に要する費用の負担があります。

【借上型市営住宅について】

1 借上型市営住宅とは

民間の土地所有者等が建設した賃貸住宅を借上げ、市営住宅として運営している住宅です。

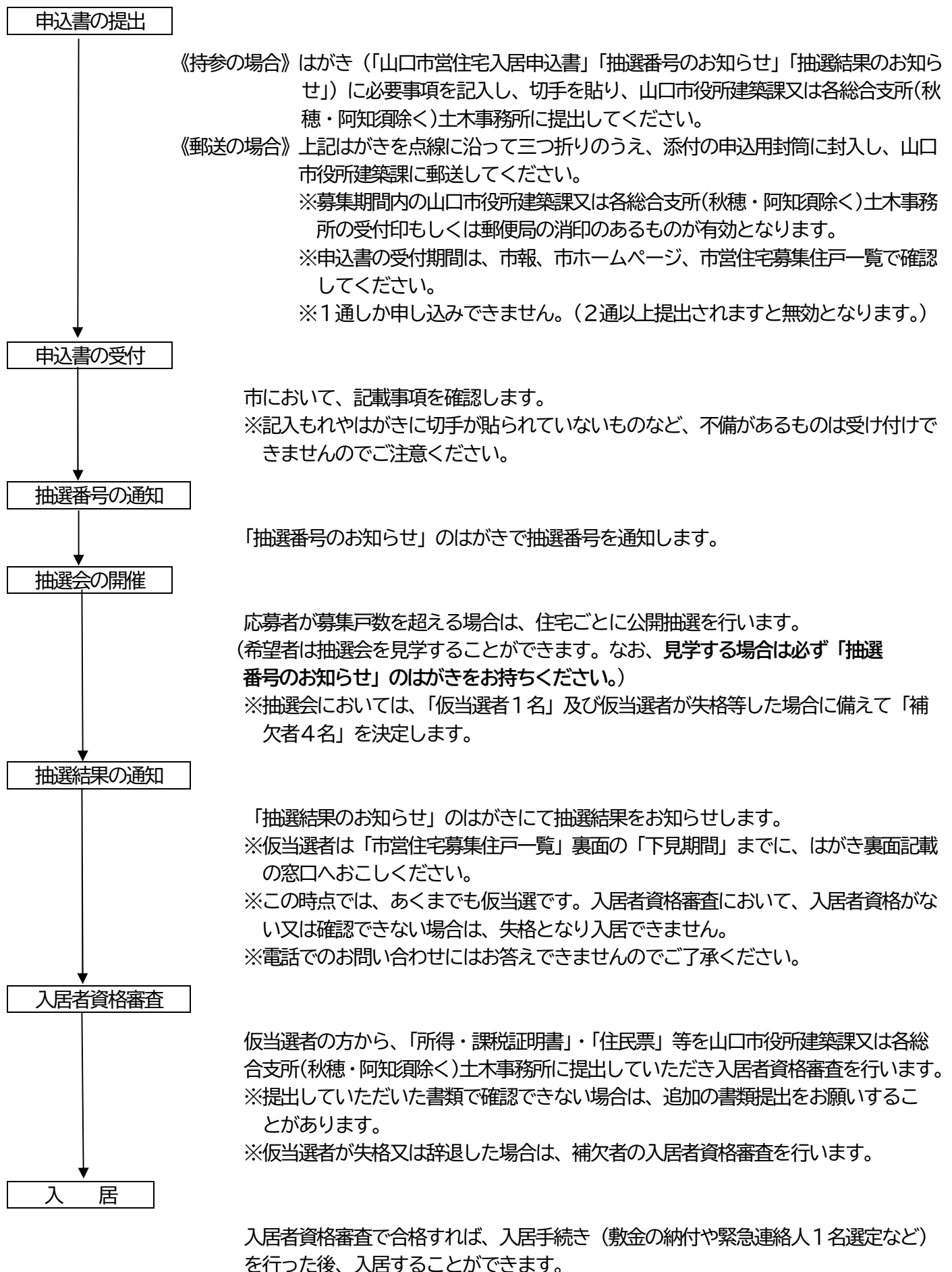
2 借上期間

各住宅には借上期間が設定されています。各借上型市営住宅の借上期間は以下のとおりです。

住宅名	借上期間(契約期間)
中市市営アパート	2009年 2月1日～2028年3月31日
駅通り市営アパート	2010年 2月1日～2030年3月31日
黄金町市営アパート	2011年 2月1日～2030年3月31日
新山口市営アパート	2016年 2月1日～2036年1月31日
大正町市営アパート	2016年 2月1日～2036年1月31日
東山第2市営アパート	2024年 4月1日～2034年3月31日
湯田市営アパート	2026年 4月1日～2036年3月31日

※借上期間終了後の運用方針は未定です。借上期間の延長も考えられますが、場合によっては、転居をお願いすることがあります。なお、運用方針については借上期間終了の概ね1年前を目途に入居者へ通知し、契約終了の場合は借上期間半年前から転居をお願いすることとなります。

3 申込みから入居までの流れ



4 申込みの無効・失格と注意事項

(1) 申込みの無効・失格

下記の場合は、申込みを無効とします。

- ① 郵送申込における消印日が申込受付期間を経過している場合
- ② 封筒（1か所）及びはがき（2か所）に切手が貼られていない場合
- ③ 封筒及びはがき（「山口市営住宅入居申込書」・「抽選番号のお知らせ」・「抽選結果のお知らせ」）すべてに必要な事項が記載されていない場合
- ④ 申込受付期間経過後、封筒及びはがき記載内容の不備が判明した場合
- ⑤ 单身の方で「单身申込可能住戸」以外に申込みをした場合
- ⑥ 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分離（合併）した申込みの場合
- ⑦ 重複申込みをした場合
1回の募集において、1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）から同居家族の中の別名義で申込みをした場合
- ⑧ 優遇枠住戸の仮当選後の入居者資格審査において、優遇枠対象者に該当しないことが判明した場合

下記の場合は、失格とします。

- ① 入居者資格に適合していないことが判明した場合
- ② 申込書に虚偽の記載があった場合
- ③ 虚偽の申請により、優遇措置の適用を受けた場合
- ④ 申込書類と内容が異なることが判明した場合
- ⑤ 入居者資格審査期間中に入居者資格が確認できない（入居者資格審査用書類の提出がない）場合
- ⑥ 申込者又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(2) 注意事項

- ① 申込書に記載された方全員が同時に入居する必要があります。申込後に、同居親族等に変更があった場合は入居できません。
- ② 過去に市営住宅に入居していた時の滞納家賃がある方等は、申し込むことができません。
- ③ 仮当選後に実施する入居者資格審査に合格し、入居手続き（敷金の納付、緊急連絡人1名選任等）を経て、はじめて入居できます。
- ④ 提出された書類は、返却いたしません。

5 優遇枠住戸

「市営住宅募集住戸一覧」の「優遇枠住戸」

募集住戸のうち、同一団地内に同一タイプ（2DK、3DK等の間取りが同等のもの）の募集戸数が2戸以上ある場合には、その内一定戸数を優遇枠住戸として割り当て、抽選時の優遇措置があります。

※ 優遇枠対象者は、必ずしも優遇枠住戸に申し込まなければならないわけではありません。

※ 募集する優遇枠住戸が以下の優遇枠対象者（優遇枠住戸に申し込むことができる方）の居住に必ずしも適しているわけではありませんので、ご了承のうえお申込みください。

(1) 抽選時における優遇措置

① まず、優遇枠住戸を優遇枠対象者のみで抽選を行います。

② 抽選に外れた方（補欠当選者を含む）は、同一団地内で同一タイプの住戸について、一般枠住戸の申込者と再度抽選を行います。

※ 仮当選後の資格審査において、優遇枠対象者の資格を有していないことが判明した場合は失格となり、申込みは無効となります。

※ 優遇枠住戸の応募者数が優遇枠住戸数に満たない場合（申込みがない場合を含む。）は、一般枠住戸として取扱います。

(2) 優遇枠対象者

① 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

対象者	要 件
母子・父子世帯	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む。）と死別し、又は離婚した後、婚姻（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む。）をしていない方で、20歳未満の扶養親族がある世帯
多子世帯	3人以上の扶養親族（18歳未満に限る。）と同居しようとする世帯
高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく接近禁止又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内の方
犯罪被害者等	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった方 ※事前にお問い合わせください（被害状況等の確認のため、警察に照会させていただきます。）

② 入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

対象者	要 件
身体障がい者	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までの方
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から3級までの方
知的障がい者	療育手帳の交付を受けている方
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が特別項症から第6項症までの方又は第1款症の方
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者	海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である方
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
中国残留邦人等支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）等に規定する支援給付受給者
要介護者・要支援者	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に定める要介護者
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつ、その手帳が失効していない方

6 仮当選者の入居者資格審査

(1) 入居者資格審査

仮当選した方は、入居資格を確認するため、下記提出書類を「市営住宅募集住戸一覧」裏面の「市営住宅入居申込書（資格審査用）等提出期間」までに提出してください。

(2) 提出書類

	提出書類	必要な方	説明
①	市営住宅入居申込書 (資格審査用)	申込者	所定の用紙をお渡しします。
②	最新の所得・課税証明書	申込者及び 同居しようとする方全員	1月1日時点で住民票がある市区町村で 発行されます。
③	退職証明書（離職票）等	過去1年以内に就職（転職 含む）又は退職された方	退職日（離職日）のわかるもの
④	給与支払明細書		所定の用紙をお渡しします。
⑤	源泉徴収票 【2月募集時のみ】	給与所得者	前年の源泉徴収票 ※「③退職日（離職日）のわかるもの」 として使用できる場合もあります。
⑥	確定申告書の控え 【2月募集時のみ】	事業所得者	前年所得に係る確定申告書の控え
⑦	家賃支払証明書 又は領収書	借家にお住まいの方	直近3か月分 ※通帳の写しを提出する際は、表紙の写 しも併せて提出してください。
⑧	住民票	世帯全員分	本籍・続柄、個人番号の記載のあるもの ※外国籍の方は世帯主・続柄、国籍・地 域、在留資格・在留カード番号等の記 載のあるものを提出してください。
⑨	資産の無いことの証明	申込者及び 同居しようとする方全員	山口市発行のもの
⑩	市営住宅等入居申込み 確認表	申込者	所定の用紙をお渡しします。
⑪	別表に掲げる書類	別表アからチまでに該当す る方	

別表

	該 当 者	提 出 書 類
ア	身体障がい者	身体障害者手帳の写し
イ	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の写し
ウ	知的障がい者	療育手帳の写し
エ	戦傷病者	戦傷病者手帳の写し
オ	原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の写し
カ	引揚者	県長寿社会課長の証明
キ	ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者においては厚生労働省健康局難病対策課長）の証明
ク	生活保護受給者	生活保護受給者証の写し
ケ	中国残留邦人等支援受給者	直近の受給給付決定通知書の写し又は本人確認証の写し
コ	要介護者・要支援者	直近の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書又は介護保険被保険者証の写し
サ	炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の写し
シ	母子・父子世帯	戸籍謄本
ス	単身申込可能住戸へ申込まれる方	戸籍謄本（出生～現在まで）
セ	DV被害者	裁判所の保護命令決定書の写し又は一時保護施設の入所証明書（上記の書類が準備できない場合は、事前にご相談ください。）
ソ	犯罪被害者等	被害状況等申告書及び従前の住宅に居住することが困難となった事実を証明する公的書類の写し
タ	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童	次に掲げる書類のうちいずれか ①里親登録証の写し②里親登録名簿登録通知書の写し③里親等委託措置通知書の写し
チ	山口市パートナーシップ宣誓者	パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（事前にご相談ください。）

注意事項

- ※ 期限内に入居資格が確認できない場合（書類が未提出等）は、仮当選は無効となります。
- ※ 書類不備の場合は受け付けできません。また、提出された書類は返却いたしません。
- ※ 公的な証明は、原則として発行日から3か月以内のものをご準備ください。
- ※ 入居者資格審査において不明な点がありましたらご連絡しますので、「市営住宅入居申込書（資格審査用）」には、日中に必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ※ 公的な証明のうち、発行に時間のかかる方（本籍地が山口市以外の方、給与支払明細書の準備が必要な方等）は、早めに対応をお願いします。
- ※ 仮当選後の辞退には別途辞退届の提出が必要です。
- ※ 【2月募集時のみ】事業所得者（自営業の方）は、審査期間内に必ず確定申告をお済ませください。
「⑥ 確定申告書の控え」にて収入基準の確認が取れない場合は、仮当選は無効となりますのでご注意ください。
- ※ 抽選において補欠となった方は、すぐに対応いただくことはありません。
仮当選者が入居者資格審査で失格となった場合又は仮当選を辞退した場合に、抽選において補欠となっ

た方の補欠順位に従い、電話及び通知書にてお知らせしますので、お知らせがあり次第ご対応ください。
なお、「抽選結果のお知らせ」はがき裏面に有効期限を掲載しますので、ご確認ください。

※ 住民票の個人番号等を用いて、閲覧した所得等に基づく次年度家賃算定へ同意をお願いしております。

7 入居者資格審査合格後の提出書類

「6 仮当選者の入居者資格審査」に合格した仮当選者は、下記の書類を「市営住宅募集住戸一覧」裏面の「請書等提出期間」までに提出してください。

- (1) 市営住宅請書
- (2) 緊急連絡人届（入居者と別世帯の緊急連絡人1名）
- (3) 印鑑登録証明書（申込者分）
- (4) 敷金（住宅使用料の3か月分）納入領収書の写し
- (5) 駐車場使用申込書及び車検証の写し（駐車場使用料のある住戸のみ）

※その他必要に応じて、追加書類を提出していただく場合があります。

注意事項

- ※ 「印鑑登録証明書」は、原則として発行日から3か月以内のものをご準備ください。
- ※ 期間内に提出がない場合は、入居者資格審査に合格された方でも当選を取消します。

8 その他

- ・ 市営住宅は、国民の税金により維持管理され、低廉な家賃で賃貸されるものであり、入居した後においても収入報告書等、必要な書類を定められた期日までに提出する義務があります。
- ・ 他の入居者と共同で生活することをご理解のうえ、お申込みください。
- ・ 原則、日常生活（歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障のない程度に健常である方でのお申込みをお願いします。
- ・ 募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものであり、新築のような状態ではないことをご理解ください。
- ・ 犬・猫等すべての動物（盲導犬等を除く）を飼うことはできません。
- ・ 入居後、家賃のほか共用部分にかかる維持管理費の負担があります。
（住宅によって異なりますので、入居後、住宅管理人へ確認をお願いします。）
- ・ 駐車場は1戸につき原則1台とし、2台以上の車を使用する場合は、各自で敷地外に適法な保管場所を確保してください。
- ・ 入居の承継は、入居名義人が死亡又は離婚により退去した場合に、同居者である配偶者及び高齢者、障がいのある方等の特に居住の安定を図る必要がある方に限られます。
（原則、家賃の滞納がある方等は、承継できません。）
- ・ 入居後は、市（総合窓口課等）において転居等に係る手続きを必ず行ってください。
- ・ 退去時に畳・襖等の修繕に係る自己負担があり、自己の責めに帰する設備・建具の破損は弁償していただきます。
- ・ 不正の行為によって入居したときは明渡し請求の対象となります。その場合、入居日から請求日までは近傍同種家賃と支払われた家賃の差額を、請求後は近傍同種家賃の2倍に相当する額を徴収することがあります。

個人情報の保護について

ご本人から収集した個人情報については、適正に管理し、漏えいや滅失を防止するための細心の注意を払うとともに、目的外の利用等はいたしません。

9 自己計算シート (収入基準に該当するか確認してください。)

◎まず、お手元に世帯員全員の収入の分かる資料(最新の源泉徴収票、所得・課税証明書等)を準備してください。

1. 入居しようとする方全員の所得金額の総額を計算します。

世帯員	区 分	金額（円）
本人の所得	所得金額 （給与所得、公的年金所得、営業所得等の合計）	
同居者の所得 （様分）		
同居者の所得 （様分）		
同居者の所得 （様分）		
同居者の所得 （様分）		
世帯全員所得金額の総額		…A

2. 控除額の計算をします。

控除の種類	控 除 内 容	控除額
同居者・扶養親族	38万円× 人(ご本人は除く) (例)3人家族の場合は、38万円×2人=76万円	
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	控除対象配偶者または扶養親族が70歳以上の方 10万円× 人	
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき25万円 25万円× 人	
特別障がい者	身体障害者手帳1,2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの方等 40万円× 人	
その他障がい者	上記の特別障がい者に該当しない方 27万円× 人	
給与所得者・年金所得者	給与所得者又は公的年金所得がある方 10万円× 人(総所得金額が10万円未満のときは、その額)	
寡婦	所得税法上寡婦控除を受けている方 27万円× 人(総所得金額が27万円未満のときは、その額)	
ひとり親	所得税法上ひとり親控除を受けている方 35万円× 人(総所得金額が35万円未満のときは、その額)	
控除額合計		…B

3. 月額計算をします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{上記Aの金額(円)} \\ \boxed{} \end{array} - \begin{array}{c} \text{上記Bの金額(円)} \\ \boxed{} \end{array} \right) \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{c} \text{所得月額(円)} \\ \boxed{} \end{array} \dots C$$



- 市 営 住 宅 ⇒ Cが158,000円以下の場合、申し込みできます。
(裁量世帯(3ページ参照)は、214,000円以下の場合、申し込みできます。)
- 特定公共賃貸住宅
・
○ 地域優良賃貸住宅 ⇒ Cが158,000円以上487,000円以下の場合、申し込みできます。

記入例

山口市長様

○年○月○日

←募集期間内の日付を記入してください。

山口市営住宅入居申込書

私は、①記載内容が事実と相違する場合②入居資格がない場合③申込者、同居又は同居しようとする親族等が暴力団員である場合は、申込みを無効とされても異議はないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申込住宅	住宅番号	住宅名
	○	○○○○

←「市営住宅募集住戸一覧」をご確認のうえ、記入してください。
※申込資格のない住戸へ申し込みされた場合、無効となりますので、ご注意ください。
※単身の方は、単身申込可能住戸のみ申し込みできます。

(ふりがな) 申込者	やまぐち たろう 山 口 太 郎
住 所	〒 ○○○-○○○○ 山口市○○町○番○号 ○○アパート○号室
電話番号	昼間に必ず連絡が可能な電話番号を記載してください。 携帯・(勤務先) ○○○-○○○-○○○○

←昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。
また、携帯番号以外を記入される場合は()内にどこの番号か記入してください。

入居しようとする方全員	氏名	年齢	続柄	生年月日
	山 口 太 郎	○○	本人	S○○.○○.○○
	山 口 花 子	○○	妻	S○○.○○.○○
	山 口 一 郎	○○	子	H○○.○○.○○

←当該募集の申込締切日時点での年齢を記入してください。

①単身申込可能住戸に申し込む場合は該当する番号を○で囲んでください。

1	60歳以上	4	知的障がい者(療育手帳所持者)
2	身体障がい者(1級~4級)	5	生活保護受給者
3	精神障がい者(1級~3級)	6	その他()

※同居しようとする親族等がいる場合は、記入不要です。

←単身申込可能住戸に申し込まれる方は、「市営住宅募集要項」の2ページをご確認のうえ、該当する番号を○で囲んでください。

②優遇枠住戸に申し込む場合は該当する番号を○で囲んでください。

1	母子(父子)世帯	5	精神障がい者(1級~3級)
2	多子世帯	6	知的障がい者(療育手帳所持者)
3	高齢者世帯(世帯全員60歳以上)	7	生活保護受給者
4	身体障がい者(1級~4級)	8	その他()

※その他については、募集要項を参照し、()に記入してください。

←優遇枠住戸に申し込まれる方は、「市営住宅募集要項」の7ページをご確認のうえ、該当する番号を○で囲んでください。

※裏面も必ずご確認ください。

【 注 意 】

- 1 下記のいずれかに該当する場合は、申込みできません。
 - (1) 原則として、申込者や同居しようとする方が持家を所有、共有する場合又は相続等によりその権利を有している場合。
 - (2) 居住用資産を取得することが決定している又は取得済みで現在改築(リフォーム)中のため、仮住まいとして申し込む場合。
 - (3) 県営住宅又は市営住宅に入居している方。
 - (4) 過去に市営住宅に入居していた時の滞納家賃等がある場合。
- 2 山口市営住宅入居申込書及び郵便はがき（２枚）に、記入漏れがある場合や切手が貼られていない場合は、受付ができませんのでご注意ください。
- 3 期限内に書類等の提出がない場合は無効となります。
- 4 優遇枠住戸の仮当選後の入居者資格審査において、優遇枠対象者に該当しない場合は、仮当選は無効となります。
- 5 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する者。

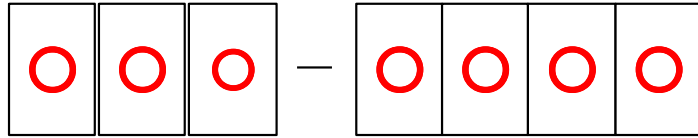
抽選番号※記入不要

受付印※記入不要

所定料金の
切手を必ず
貼って
ください

郵便はがき

記入例



所定料金の切手を必ず貼ってください。
貼られていないものは受け付けできません。

(住所)

山口市〇〇町〇番〇号

〇〇アパート〇号室

(氏名)

山口 太郎

様

郵便番号、住所、氏名を記入してください。

※アパート名がある場合は部屋番号も記入してください。

※裏面も必ず記入してください。

応募者の住所、氏名等を
記入してください。

(差出人)

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市役所

建築課住宅管理担当

電話 (083) 934-2843

「山口市営住宅入居申込書」に記入した住宅番号、住宅名。
「市営住宅募集住戸一覧」をご確認のうえ、記入してください。

抽選番号のお知らせ

募集時期	令和 ○ 年 ○ 月募集	
申込住宅	住宅番号	住宅名
	○	○○○○○
抽選番号 ※記入不要		

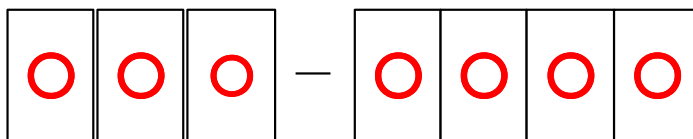
- 1 選考方法 応募者が募集戸数を超える場合は、抽選会により、仮当選者を決定します。また、無抽選の場合も、抽選日に仮当選者を決定します。
- 2 公開抽選会 「市営住宅募集住戸一覧」で、期日等をご確認ください。
- 3 抽選結果 右記はがき（抽選結果のお知らせ）にて通知します。
また、原則抽選会翌週に建築課・各総合支所（秋穂・阿知須除く）土木事務所等に掲示するとともに、市ホームページにも掲載します。

※ 抽選会を見学する場合は、必ずこのはがきをお持ちください。

所定料金の
切手を必ず
貼って
ください

郵便はがき

記入例



所定料金の切手を必ず貼ってください。
貼られていないものは受け付けできません。

(住所)

山口市〇〇町〇番〇号

〇〇アパート〇号室

(氏名)

山口 太郎

様

郵便番号、住所、氏名を記入してください。

※アパート名がある場合は部屋番号も記入してください。

※裏面も必ず記入してください。

応募者の住所、氏名等を
記入してください。

(差出人)

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市役所

建築課住宅管理担当

電話 (083) 934-2843

「山口市営住宅入居申込書」に記入した住宅番号、住宅名。
「市営住宅募集住戸一覧」をご確認のうえ、記入してください。

抽選結果のお知らせ

募集時期	令和 ○ 年 ○ 月募集	
申込住宅	住宅番号	住宅名
	○	○○○○○
抽選番号 ※記入不要		

抽選結果 ※記入不要	☐ 仮当選しました () ※今後の日程や提出書類についてご案内しますので「市営住宅募集住戸一覧」の「下見期間」までに必ず () におこしく下さい。
	☐ 補欠となりました 一般枠（補欠第 位） () 優遇枠（補欠第 位） () ※仮当選者が失格、辞退した場合にご連絡します。 補欠の有効期限は令和 年 月末です
	☐ 落選しました

※ 仮当選者は、入居者資格審査を行いますので募集要項をご確認いただき提出書類の準備をお願いします。

◆山口市営住宅に関するお問い合わせ先

所管地区	所管課	電話番号	FAX番号
山口地区	建築課 住宅管理担当	083-934-2843	083-934-2654
小郡地区 秋穂地区 阿知須地区	南部土木事務所 (小郡総合支所)	083-973-8162	083-973-4892
徳地地区	徳地土木事務所	0835-52-1112	0835-52-0014
阿東地区	阿東土木事務所	083-956-0998	083-957-0821